

政策企画課

1 計画行政の推進

予算科目（款・項・目）10・05・40 [決算書101ページ]

調布市政における経営方針，基本的施策の企画調整，総合計画（基本構想・基本計画）の策定及び推進等，計画的・総合的な市政経営を推進するため，市長等のトップマネジメントの下，市政経営の基本方針や政策に係る調査の実施，庁内調整など計画行政による市政運営に取り組むもの

(1) 次期調布市総合計画策定に向けた準備・検討

平成24年度に策定した現行の調布市総合計画が令和4年度で最終年度を迎えることから，令和5年度以降の市のまちづくりの指針となる新たな総合計画の策定に向けた準備・検討を行った。

ア 基礎調査の実施

基本構想の策定に向けた基礎資料として活用するため，市政を取り巻く社会経済動向の調査・分析，各種統計指標等を用いた調布市の特徴，強みや課題等を把握する基礎調査を実施した。

イ 調布市総合計画策定庁内検討プロジェクト・チームの設置

(ア) 概要

総合的かつ計画的に市政経営を推進する観点から，令和5年度を初年度とする新たな調布市総合計画の策定に向けた調査検討等を行うもの。市職員及び調布市監理団体に対する指導監理等に関する要綱（平成13年調布市要綱第93号）に定める監理団体等の職員で組織する。

(イ) 所掌事項

- a 総合計画の策定に係る情報の収集，調査及び分析に関すること
- b 総合計画の策定に伴う市民等との意見交換に関すること
- c 総合計画を策定するために必要な事項に関すること

(ウ) メンバーの任期及び構成等

- a 任期 令和2年11月20日から令和5年3月31日まで
- b 構成 市職員（20人），監理団体等職員（4人）をもって組織 男16人，女8人

開催回	開催日	協議検討事項等	出席者数
第1回	令和2年 11月27日	・調布市総合計画の概要について ・次期調布市総合計画策定に向けた取組について	22人
第2回	令和3年 3月17日	・アフラック生命保険株式会社との共催によるワークショップについて ・総合計画策定に向けた市民参加ワークショップについて	24人

ウ アフラック生命保険株式会社との共催によるワークショップ（未来の調布を考える－アイデア創出ワークショップ－）の開催

アフラック生命保険株式会社との共催事業として，大学生を対象に，オンライン形式によるワークショップを開催した。テーマ毎に四つのチームに分かれ，2回にわたり調布市の課題の整理や課題解決に向けたアイデアを考察し，プレゼンテーションを行った。

(ア) 開催日時

- a 令和2年11月28日 午前9時30分から午後3時30分まで
- b 令和2年12月12日 午前11時30分から午後2時30分まで

(イ) 参加人数

市内在住在学大学生10人，調布市総合計画策定推進庁内検討プロジェクト・チームメンバー6人

エ 調布市総合計画策定に向けた市民参加ワークショップ（調布未来工房）の開催

コロナ禍を踏まえ、オンライン形式を活用し、調布市の「強み」と「課題」について、ワールドカフェ方式による意見交換を実施した。

(ア) 開催日時

令和3年3月21日 午後2時から午後4時まで

(イ) 参加人数

市民12人、調布市総合計画策定庁内検討プロジェクト・チームメンバー18人

(2) 調布市総合計画策定推進委員

調布市総合計画の策定、推進について、専門的見地から助言を受けるため、調布市総合計画策定推進委員の委嘱及び会議の運営を行うこととしている。学識・知識経験者（7人）をもって組織男4人、女3人

令和2年度は、次期総合計画策定の進捗状況を踏まえ、計画策定における役割等に関する検討等を行った。

(3) 行政評価を活用した総合計画等の推進

行政評価（施策評価、事務事業評価）を通じて、後期基本計画（令和元年度から令和4年度まで）の2年次目に当たり、分野別計画31施策のまちづくり指標の現状や基本計画事業ごとの取組実績の振り返り評価を調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証と合わせて行うことで、基本計画及び総合戦略の連動性と実効性の向上につなげた。

施策評価においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う市民生活や市財政等への影響を踏まえ、基本計画に位置付けた各施策・事業に関する今後の進捗調整や取組の見直しにつなげる評価を実施した。

また、基本計画に位置付けた「横断的連携による施策の推進」と「調布のまちの魅力発信」の2つのアクションによる施策全体の効果的な推進を図った。

(4) 調布市民意識調査

ア 目的

市民の日頃の意識や行動の調査を行い、今後の市政・まちづくりに活用することを目的として、平成16年度から毎年度実施しているもの

イ 調査対象者

市内在住の満16歳以上の市民を対象とし、住民基本台帳から性別・年齢・地域別の人口構成に合わせて、約3,000人を無作為に抽出した。

ウ 調査方法 郵送による調査票の配布・回収

エ 調査期間 令和2年12月8日から令和3年1月7日まで

オ 回収率等

(ア) 配布数 3,065人

(イ) 回収数 1,378人

(ウ) 回収率 45.0%

(5) 令和3年度の市政経営及び予算編成に向けた基本的な考え方

令和3年度の市政経営及び予算編成の基本的な考え方について全庁的に意識の共有化を図るため、「1 令和3年度の位置付け」、「2 市政を取り巻く状況」、「3 きわめて厳しい財政環境における市政経営」からなる「令和3年度の市政経営及び予算編成に向けた基本的な考え方（市長通達）」を通達した。令和2年10月8日に同方針等に関する庁内説明会を開催し、職員に周知するとともに、全文を市ホームページへ掲載した。

(6) 基本的施策の公表

令和3年第1回市議会定例会において市長が表明した「令和3年度における基本的施策」について冊子を発行するとともに、市報で概要を紹介し、全文を市ホームページに掲載した。

(7) 調布市行政経営会議の運営

行政経営の在り方を総合的に検討協議し、より効率的な市政経営を実現することを目的とし、特別職、部長（市長が指定する参事を含む。）及び会計管理者を構成員とする調布市行政経営会議を開催した。

開催回	開催日	協議検討事項等	出席者数
第1回	令和2年 8月21日	・ 令和元年度決算の概要について ・ 令和3年度の市政経営及び予算編成に向けた基本的な考え方（骨子）案について	16人
第2回	令和2年 9月29日	・ 次期調布市総合計画策定に向けた取組について ・ 令和3年度の市政経営及び予算編成に向けた基本的な考え方（案）について ・ 令和3年度予算編成のポイントについて	18人

(8) 市政経営の概要（施策と予算）の作成

予算参考資料として、令和3年度における施策・予算をまとめた「令和3年度市政経営の概要（施策と予算）」を発行した。

(9) 各部の経営方針の公表

市政経営の透明性の向上と市民との情報共有を図るとともに各部の主体的なマネジメントを推進するため、各部の取組の現状と課題や経営の方向性、主要な事務事業の年度内の達成目標のほか、前年度の振り返り等を「令和2年度 各部の経営方針」として取りまとめ、その内容を市ホームページで公表し、公文書資料室に配架した。

(10) 決算に係る主要な施策の成果に関する説明書の作成

地方自治法第233条第5項の規定により、「令和元年度決算に係る主要な施策の成果に関する説明書」を作成し、公表した。

(11) クリーンセンター移転後の跡地活用

北部地域における市民サービスの充実や市民活動の発展促進など、総合的な観点からまちづくりを推進するため、クリーンセンター移転後の跡地活用に当たっては、地域要望を踏まえつつ、行政課題の解決に資する機能を整備するとともに、市有地を活用した公民連携事業として、効果的・効率的な施設整備及び運営の実施に向け、令和元年度に公募型プロポーザルにより事業者を選定し、基本協定を締結した。

令和2年度は事業者において提案を踏まえた設計業務を行い、令和3年3月31日には令和3年4月1日から令和33年3月31日までを期間とする事業用定期借地権設定契約を締結した。

2 調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例に関する取組の推進

予算科目（款・項・目）10・05・40〔決算書101ページ〕

調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例に基づく市政運営を推進するため、行革プランに位置付けた条例を具現化する取組の推進及び進行管理を行うもの

(1) 調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例の周知に向けた職員研修の実施

新入職員研修（7月）、市民参加推進研修（12月）において、基本条例に位置付けた自治の理

念と市政運営の基本原則について職員への周知を図った。

(2) 調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例を具現化する取組の推進

ア 「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」の適切な運用

平成28年4月1日に施行した審議会等の会議の公開に関する条例に規定する手続の運用状況を把握し、運用の更なる改善を図り、条例の適切な運用を図った。また、総務部及び生活文化スポーツ部と連携し、市民参加推進研修等を通じて、条例に基づく手続の周知を図った。

イ 「調布市パブリック・コメント手続条例」に基づく手続の実施状況の把握

市民参加手法の一つであるパブリック・コメント手続について、実施状況の把握等、進行管理を行った。

(ア) 実施件数 12件

(イ) 意見提出者 延べ49人

(ウ) 提出意見数 205件

ウ 調布市参加と協働のまちづくりアドバイザーの設置

これまでの市の参加と協働のまちづくりに関する取組を踏まえ、より実践的な市民参加と協働の仕組みづくりにつなげていくため、次期総合計画の策定を見据える中で、広い見識と経験を有する者をアドバイザーとするもの

(ア) 設置の目的

調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例（平成24年調布市条例第45号）における自治の基本理念に規定した参加と協働によるまちづくりを推進することを目的としている

(イ) 所掌事項

- a 参加と協働によるまちづくりを推進するための制度や仕組みづくりに関すること。
- b まちづくりを担う多様な主体による参加と協働の取組への支援に関すること。
- c 前各号に掲げるもののほか、参加と協働によるまちづくりを推進するために市長が必要と認める事項に関すること。

(ウ) アドバイザーの任期及び依頼者

- a 任期 令和2年10月19日から令和3年10月18日まで
- b 依頼者 林田暢明氏（総務省 地域力創造アドバイザー）

エ 市民参加プログラム等の適切な運用と充実に向けた検討

総務部及び生活文化スポーツ部と連携し、市民参加推進研修を行った。

(ア) 市民参加・協働実践状況の把握

令和元年度に実施した市民参加手続と協働事業に関する取組状況や課題等について、市民参加・協働実践状況報告書として取りまとめ、市報や市ホームページで公表するとともに、公共施設に配架した。

(イ) 市民参加推進研修の実施

総務部及び生活文化スポーツ部と連携して開催した市民参加推進研修を通じて、市民参加・協働実践状況調査で回答のあった幅広い市民参加の推進につながった事例を共有したほか、調布市参加と協働のまちづくりアドバイザーを講師として招き、ワールドカフェ方式による対話型のワークショップを体験することにより、市民参加の実践に向けた手法が習得できるよう内容を工夫して研修を実施した。また、包括的パートナーシップに関する協定を締結しているアフラック生命保険株式会社にも参加していただいた。

なお、パブリック・コメント手続条例及び審議会等の会議の公開に関する条例に規定した手続について周知を図り、各条例の適切な運用を図った。

- a 実施日 令和2年12月7日
- b 対象 受講希望職員
- c 受講者数 41人

(3) 調布市市民参加推進協議会の開催

調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例における自治の基本理念に市政運営の基本原則として規定した参加と協働によるまちづくりを推進するため、庁内横断的に連携し、必要な施策について検討協議することを目的として、調布市市民参加推進協議会を1回開催した。行政経営部長及び各部の次長職（10人）をもって組織 男8人、女2人

令和2年度は、調布市の市民参加と協働における現状や課題について共有するとともに、参加と協働によるまちづくりを推進するための仕組みづくり等について検討を進めた。

3 企画調整

各種会議の運営等による総合調整を行うとともに、研究会・研修等への参加、職場研修の実施、定期購読誌からの情報収集等を通じて、自治体を取り巻く動向を把握し、総合的な企画・調整機能を果たすもの

(1) 庁議の運営

市政の基本方針の策定、重要事項の審議決定及び各部相互の総合調整を行い、効率的かつ円滑な行政運営を図るため、特別職、部長（市長が指定する参事を含む。）及び会計管理者で構成する庁議を原則毎週火曜日に開催した。

ア 開催回数

- (ア) 定例庁議 45回
- (イ) 臨時拡大庁議 8回

イ 定例庁議案件数

- (ア) 付議事項 148件
- (イ) 報告事項 309件
- (ウ) 東京2020大会に関連する報告事項（※） 28件

※ 通常の報告事項から分離（令和2年1月から）

(2) 企画会議の運営

市政の基本方針及び重要事項についての企画、研究及び調査並びに政策形成における各部相互間の総合調整を行うことにより、効率的かつ円滑な行財政運営を図るため、各部の次長を中心とする企画会議を7回開催した。

(3) 調布市公共用地取得活用等検討委員会の運営

ア 設置の目的

市が公共の用に供するための土地（以下「公共用地」という。）を取得し、交換し、及び寄附を受領すること並びに調布市土地開発公社（以下「公社」という。）が公共用地を取得すること（以下「取得等」という。）並びに市が保有地を有効活用することについて、市と公社が必要な事項の協議を行うもの

イ 所掌事項

- (ア) 公共用地の取得等について必要な事項を協議検討し、方針を策定すること。
- (イ) 保有地の活用又は処分について必要な事項を協議し、方針を策定すること。
- (ウ) 市長が必要と認めること。

ウ 委員構成等 行政経営部を所掌する副市長、公社理事長、市職員（5人）をもって組織 男7

人

開催回	開催日	協議案件等	協議結果
第1回	令和2年 5月18日	協議第2-1号 富士見町3丁目3番17ほかの土地取得について	引き続き、ふれあいの家用地として活用するため、本用地の取得を進める。
第2回	令和2年 9月1日	協議第2-2号 菊野台1丁目17番1ほかの土地取得について	都市整備用地として利用するため、本用地の取得を進める。
第3回	令和2年 9月30日	協議第2-3号 深大寺北町1丁目1番地3ほかの土地取得について	地域の防災力の向上等のため、私有地との土地交換による取得を進める。ただし、市から供する土地及び市が取得する土地の価格が適正であることが客観的な事実として分かるようにすること。
第4回	令和2年 11月10日	協議第2-4号 若葉町3丁目23番地8ほかの土地取得について	学校教育環境の充実のため、本用地の取得を進める。
第5回	令和3年 3月19日	協議第2-5号 東つつじヶ丘3丁目49番地5ほかの土地取得について	都市整備用地として利用するため、本用地の取得を進める。

(4) 社会保障・税番号制度に関する事務

社会保障・税番号制度，いわゆるマイナンバー制度の円滑な運用に向けて，マイナンバー情報連絡会を通じ，全庁的な情報共有，制度の適切な運用を図った。

ア マイナンバー情報連絡会の目的

社会保障・税番号制度の導入及び円滑な運用に当たって，庁内での情報共有を図り，共通の課題に対して円滑に対処するもの

イ マイナンバー情報連絡会の構成

マイナンバー事務に関係する課で構成する情報連絡会（課長相当職）と具体の対応を検討する作業部会（係長職以下の職員）で構成

ウ マイナンバー情報連絡会の作業部会

全体会としての情報連絡会における調査検討を補完するため，以下の部会を設置し，制度の円滑な運用を図るとともに，総合的な観点から市民サービスの向上に向け検討した。

(ア) システム部会

行政機関間における情報連携について，継続して安定的な運用を行うとともに，令和2年度の情報連携に関する改正に対応するため，一部業務システムの改修を行った。

(イ) 個人情報部会

特定個人情報保護評価書の再評価に伴う公開に当たり，検討・調整を行った。

(ウ) カード発行部会

カード発行・交付に係る交付窓口の運営及び市コールセンターの運営について調整を行った。

(エ) 広報・活用部会

市報や市ホームページにQ&A方式によるマイナンバー制度の解説を連載するとともに，出

前講座などの様々な機会や広報媒体を活用しながら、市民や事業者に分かりやすい情報提供に努めたほか、市民サービス向上の観点からマイナンバーカードの活用について検討を行った。

(5) 東京都市町村企画研究会への参加

東京都市町村の企画担当課長で構成される東京都市町村企画研究会において、共通の課題を調査研究するとともに、情報交換や東京都への要望事項の整理を行った。令和2年度は、調布市が幹事長及び第4ブロック幹事長を担い、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、総会や第4ブロック会議の開催等を書面にて行った。

ア 総会 1回（令和2年4月）

イ 幹事会 2回（令和2年5月、令和3年2月）

ウ 第4ブロック会議 1回（武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市）

エ 第4ブロック研修（※）（研究課題「今後の市民参加のあり方について」）

※ 新型コロナウイルスの影響に伴い中止

4 東京都調布飛行場に関する事務

予算科目（款・項・目）10・05・40

〔決算書101ページ〕

東京都調布飛行場（以下「飛行場」という。）に関する東京都からの事前協議事項について協議する組織として、市民（15人以内）と学識経験者（3人以内）で構成する調布市調布飛行場対策協議会を条例により設置しているもの

(1) 設置の目的

飛行場の管理運営に関し、市民の生活環境の保全を図るため、下記(2)に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告するもの

(2) 所掌事項

ア 飛行場及び関連施設の新設並びに改良工事（軽微なものを除く。）に関する事。

イ 航空路線の新設及び変更に関する事。

ウ 離着陸の制限等の変更に関する事。

エ 騒音及び安全対策の基本的事項に関する事。

オ 新たな機種 of 航空機の飛行場使用に関する事。

カ 飛行場管理者に対する要望事項に関する事。

キ その他市長が必要と認める事項に関する事。

(3) 委員の任期及び委員構成等

ア 任期 令和2年11月27日から令和4年11月26日まで

イ 構成 市民（14人）、学識経験者（2人）をもって組織 男14人、女2人

(4) 協議会の開催

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、協議会の開催を見送った。

5 自治体・関係団体など多様な主体との広域的連携の推進

予算科目（款・項・目）10・05・40

〔決算書101ページ〕

自治体・関係団体・民間事業者など多様な主体との広域的な連携による施策の推進について協議・調整を図るもの

(1) 多摩川流域自治体と連携した取組

ア 多摩川流域連携会議

多摩川流域自治体の企画担当職員を中心とした連携会議を開催し、防災対策やまちの魅力発信

など、共通する行政課題や広域的な課題について、情報共有、意見交換を行った。

イ 多摩川流域自治体による広域連携の取組～多摩地域の更なる発展に向けて～

これまで単独自治体で実施してきたまちの魅力発信について、広域的に連携して、各市が相互にまちの魅力のPRや、地域振興に関する情報発信を行い、多摩地域全体の連帯と発展に寄与する取組として、各市がそれぞれのホームページにおいて、共通基礎情報コンテンツ「多摩川流域自治体による広域連携の取組～多摩地域の更なる発展に向けて～」を公開した。

ウ イベント参加

自治体間連携の実践として、例年多摩川流域の自治体が取り組んでいる以下のイベントに参加しているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントが中止となった。

(ア) 多摩川流域自治体交流イベントラリー

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止とした。

令和3年度以降については、イベントラリー事業の廃止が決定した。

(イ) 多摩川流域郷土芸能フェスティバル

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止とした。

(2) 地域活性化包括連携協定による取組

ア 目的

市と事業者が相互に連携し、協働による取組を推進することで高齢者等の見守り活動、観光情報等の発信、シニア雇用促進、店舗での福祉作業所による生産品の販売など、更なる市民の安全・安心の確保や市民サービスの向上を図るため、平成30年4月18日に株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び株式会社イトーヨーカ堂と地域活性化包括連携協定を締結した。

イ 協定項目

- (ア) 地産地消と市産品の販路拡大に関する事。
- (イ) 市政情報及び観光情報の発信に関する事。
- (ウ) 地域や暮らしの安全・安心に関する事。
- (エ) 高齢者・障害者の支援に関する事。
- (オ) 子ども・青少年の育成に関する事。
- (カ) 食育・健康増進に関する事。
- (キ) 環境保全・リサイクルに関する事。
- (ク) 地域防災・災害対策に関する事。
- (ケ) 地域の活性化、市民サービスの向上に関する事。
- (コ) その他、三者の協議により決定した事項

ウ 連携事業

高齢者等の見守りネットワーク事業、福祉作業所製品の店舗販売、シェアサイクル事業の取組推進、イベント等に係る広報協力（国勢調査員募集ポスターの掲示）など実施した。

(3) 包括的パートナーシップに関する協定による取組

ア 目的

市と事業者が相互に連携し、それぞれの保有する特性・資源・ノウハウを生かし、相互に連携・協力して社会的課題の解決や地域の活性化に取り組むことにより、地域の持続的な発展、市民サービスの向上及び社会的価値の創出を図ることを目的とし、令和元年8月5日にアフラック生命保険株式会社と包括的パートナーシップに関する協定を締結した。

イ 協定項目

- (ア) 街づくりの推進・地域の活性化に関する事。

- (イ) 産業振興・市民雇用の創出に関すること。
- (ウ) 暮らしの安全・安心の確保及び地域防災力の向上に関すること。
- (エ) 市民・地域就労者の健康の維持・増進に関すること。
- (オ) 高齢者支援、障害者支援、子ども・子育て支援に関すること。
- (カ) 生涯学習及び文化・スポーツ活動の振興に関すること。
- (キ) 国際交流・多文化共生の推進に関すること。
- (ク) 働き方改革及び人材確保・育成におけるダイバーシティ推進に関すること。
- (ケ) S D G s の考え方の普及と取組の推進に関すること。
- (コ) その他、両者の協議により決定した事項

ウ 連携事業

学生参加型ワークショップ（未来の調布を考えるーアイデア創出ワークショップー），L G B Tセミナーなど実施した。

6 総合教育会議の設置 予算科目（款・項・目）10・05・40〔決算書101ページ〕

市長と教育委員会が、教育に関する大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策などについて協議・調整を行うもの

(1) 総合教育会議の設置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成27年4月1日）に伴い、調布市総合教育会議運営規程（平成27年5月22日施行）に基づき、調布市総合教育会議を設置した。

ア 構成 市長及び教育委員会（6人）をもって組織 男6人，女1人

イ 所掌事項

- (ア) 大綱の策定に関すること。
- (イ) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育，学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (ウ) 児童，生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ，又は被害が生ずるおそれが見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

ウ 開催内容

令和2年度は，新型コロナウイルスの感染状況に鑑み，会議の開催を見送るとともに，次年度以降の開催に向けた協議調整等に関する検討を行った。

7 マイナポイント申請支援に関する事務

マイナンバーカードの普及促進，官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とする国の事業。マイナポイントは，キャッシュレス決済サービスを提供するキャッシュレス決済事業者を通じて付与される。（プレミアム率は25%，付与の上限金額は5，000円。）

(1) マイナポイント申請支援の実施

令和2年4月から令和3年2月まで，パソコンやスマートフォンを所有していない市民等を対象に，マイナポイントの申請支援を1，541件実施した。なお，令和3年3月からはマイナンバーカード第2窓口（市民部市民課）で実施した。

8 新型コロナウイルス感染症対策基金に関する事務

新型コロナウイルス感染症拡大防止をはじめ，地域医療体制の整備，市民生活への支援，地域経済

の回復に必要な資金を確保するため、基金を設置・運用するもの

(1) 寄附件数と寄附受領額

ア 件数 126件

イ 寄附受領額 708万472円

ウ 内訳

(ア) 個人（市内在住） 108件 485万1,399円

(イ) 個人（市外在住） 10件 65万7,000円

(ウ) 企業・団体 6件 156万5,000円

(エ) その他（匿名の寄附を含む） 2件 7,073円

(2) 基金の収支

ア 積立額 1億7,417万6,472円

イ 取崩 3,850万円

ウ 令和2年度末基金残高 1億3,567万6,472円